

債権差押命令申立てについて

佐賀地方裁判所債権執行係

1 申立てに必要な書類

①申立書 1 部

申立書には連絡先を記載し、各ページの上部余白に捺印を押してください。

②債務名義

執行文付きの判決正本・和解調書正本・公正証書正本、仮執行宣言付支払督促正本 など

③送達証明書

債務名義を取得した裁判所(公証役場)に申請し取得してください。

④資格証明書

法人の場合・・・商業登記簿謄本（法務局で取得してください。）
住所・氏名等に変更がある場合・・・住民票、戸籍の附票など住所
・氏名のつながりがわかるもの

⑤第三債務者に対する陳述催告の申立書

第三債務者に対し、差押債権の存否、他の債権者からの差押えの有無などにつき回答を求める申立てです。必要であればあわせて申立てをしてください。

2 費用

①申立手数料 収入印紙4,000円

※債務者、債務名義の数により異なる場合があります。

②郵便切手

(債務者・第三債務者各1名、陳述催告を行う場合)

- ・ 1,290円分×1
- ・ 1,220円分×1
- ・ 590円×1
- ・ 110円×2

計 3,320円分

切手(円)	枚数
500	5
110	2
100	4
50	2
20	5

※第三債務者が1名増えるごとに1,990円（1,290円、590円、110円各×1）ずつ増加。

(500円×3枚、110円×1枚、100円×2枚、50円×2枚、20円×4枚)

※裏面も必ずお読みください。

3 執行費用等の請求金額参考一覧

・ 差押命令申立手数料	4, 0 0 0 円
・ 申立書作成及び提出費用（一律）	1, 0 0 0 円
・ 差押命令正本送達費用	3, 3 2 0 円
（※令和6年9月30日命令分まで	3, 1 9 6 円）
・ 資格証明書交付手数料	6 0 0 円（1 通につき）
・ 執行文付与申請手数料	3 0 0 円（判決等）
	1, 7 0 0 円（公正証書）
・ 送達証明申請手数料	1 5 0 円（判決等）
	2 5 0 円（公正証書）

4 差押債権の取立てについて

債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過したときは（ただし、給料差押えの場合については、養育費などを請求する場合を除いて4週間となります。）、取立権が発生し、債権者は、その差押債権を取り立てることができます。

取立ては、裁判所から送付する送達通知書（債務者及び第三債務者への送達日が記載してある書面）を受領し、取立権が発生していることを確認してから行ってください。

取立ての方法については、債権者が第三債務者と直接連絡をとってください。

5 その他

第三債務者から支払を受けたときは、取り立てた額にかかわらず、取立届を裁判所に提出してください。また、取立てが完了したときは、必ず**取立完了届**を提出してください。

差押えの必要が無くなったとき（例えば、差押債権が存在していなかった場合、第三債務者から差押債権を取り立てたが差押債権額に満たないまま取立不能になった場合、債務者から任意弁済を受けた場合など）は、必ず**取下書**を提出してください。

取り下げられた場合、債務名義還付申請をされれば、債務名義及び送達証明書はお返しすることができます。

各書式が必要な際は、窓口へお越してください。

★お問い合わせ先

〒840-0833 佐賀市中の小路3番22号
佐賀地方裁判所 債権執行係
Tel0952-38-5620・0952-38-5619